

# 障害者等の移動の支援について

平成27年3月3日

## 障害者等の移動の支援について

### <現状>

#### (個別給付に係る移動支援)

- 居宅介護における移動支援の範囲は、通院等又は官公署での手続き並びに指定地域移行支援事業所等を訪問する場合である。
- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの日中活動系サービスへの通所については送迎加算により対応している。
- 重度訪問介護・同行援護・行動援護における移動支援は、移動の目的が「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」とされ、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外とされている。
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出について
  - ・ 障害者雇用納付金制度の助成金(重度障害者等通勤対策助成金)で、一定期間、通勤を容易にするための措置を行う事業主に対し助成(例:通勤指導員の配置:10年間、通勤援助者:1ヶ月間)。
  - ・ 通勤に加え、障害者たる個人事業主の勤務中の移動支援も対象外である。
- 通学を中心とした通年かつ長期にわたる外出について
  - ・ 通学は「通年かつ長期にわたる外出」のため、個別給付における移動支援の対象外である。
  - ・ 実態として、放課後等デイサービスの送迎サービスが、結果的に下校時の移動支援になっている場合もある。
- 平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法第4条第2項において、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と各実施主体における合理的配慮について規定されている。

## 障害者等の移動の支援について

### <現状>

(地域生活支援事業に係る移動支援)

- 地域生活支援事業による移動支援は、個別給付のような全国一律の基準に基づく運用ではなく、実施主体である市町村の判断で地域の特性や個々の利用者のニーズに応じた柔軟な形態で実施することが可能。具体的な実施形態として①個別支援型、②グループ支援型、③車両移送型などが想定される。
- 国は、予算の範囲内で市町村が支弁した費用の100分の50以内を補助することができると規定されている。

<参考:地域生活支援事業の移動支援における通勤、通学の運用について>

○ 平成25年度に実施している市町村(1,685)のうち

- ・ 通勤を目的とした利用を一定の要件のもと対象としている 27.4%
- ・ 通学を目的とした利用を一定の要件のもと対象としている 58.9%

※ 対象としている例:保護者の疾病等により一時的に送迎が困難な場合、通学ルートを覚えるための訓練として一時的に利用する場合 など

## 障害者等の移動の支援について

### <ヒアリングにおける主な意見>

(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出について)

- 同行援護、移動支援事業の制限を緩和し、通勤、通学等に拡大して欲しい。(日本盲人会連合、日本脳外傷友の会、日本グループホーム学会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、きょうされん、全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 通所は「社会通念上適当でない外出」には当たらない。また「通年かつ長期」にならないよう、期間を限定した上で特例的に認められないか。(全国精神障害者地域生活支援協議会)
- 障害者権利条約第9条アクセシビリティの趣旨に沿って、フォーマル・インフォーマルに関わらず、通園・通所・通学・通勤・社会参加等、通年かつ長期にわたる外出等においても利用できるようにすべき。  
(日本知的障害者福祉協会、全国自立生活センター協議会、DPI日本会議)
- 通勤や通学、入院中の患者にも使えるようにして欲しい。(日本筋ジストロフィー協会)
- 通院・通学時の付添支援等、手帳のない対象疾病児者も利用できるようにして欲しい。(日本難病・疾病団体協議会)
- 通学時の支援は一義的には学校が確保すべきだが、まだ整っていないため、重度訪問介護や移動支援を利用できるようにして欲しい。またヘルパー自身が運転する車による通学支援も必要。  
(難病のこども支援全国ネットワーク)
- 教育を受ける権利の確保と、保護者の状況で通学が左右されることのないように、移動支援の利用制限を見直して欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)
- 通勤時の移動支援は福祉サービスではなく企業側が提供することが必要。  
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- 市町村の「社会常識上、社会通念上適当でない外出」等の不合理な規定により利用に制限が設けられている現状は、「他の者との平等を基礎に」という障害者権利条約の理念に照らして取り除くべき。(全国自立生活センター協議会)

## 障害者等の移動の支援について

### <ヒアリングにおける主な意見>

#### (地域生活支援事業における移動支援の個別給付化について)

- 障害種別を問わずに自由な行動が保障されるよう、移動支援は地域生活支援事業ではなく個別給付とすべき。  
(日本知的障害者福祉協会、全国身体障害者施設協議会、全国身体障害者団体連合会、日本グループホーム学会、全国自立生活センター協議会、全国重症心身障害児者を守る会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、全国「精神病」者集団、DPI日本会議、きょうされん)
- 知的障害者移動支援を個別給付に加えるとともに、ヘルパーの確保が可能となるように単価の充実を図る必要。この際、自治体が上乘せのサービスを行える制度として欲しい。(日本自閉症協会)
- 複数ある移動支援を統合した体系に編成して全て個別給付とすべき。(日本精神保健福祉士協会)

#### (その他)

- 失語症者に対する移動支援を制度的に位置づけて欲しい。(日本失語症協議会)
- 余暇として出かける際に、複数利用者に対して1人の支援員が付けられるといった柔軟なサービス体制を整備して欲しい。  
(日本発達障害ネットワーク)
- 重症児者に必要な移動支援が途切れることのないよう、その特殊性(全身性障害や医療ケア)に応じた送迎及び移動支援の改善が必要。(日本重症心身障害福祉協会、全国重症心身障害日中活動支援協議会)
- 短期入所先から日中活動の場への移動を地域生活支援事業の移動支援に盛り込んで欲しい。  
(全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- グループホームの利用者が移動支援を利用しやすく地域格差のないように、また広域でも利用できるように整備すべき。(全日本ろうあ連盟)

## 障害者等の移動の支援について

### <ヒアリングにおける主な意見>

#### (その他)

- 入院中の精神障害者の退院支援等のため、入院中の移動支援の利用を可能として欲しい。  
(全国「精神病」者集団)
- 送迎サービスの個別給付化(パーソナルアシスタンス含め)、送迎加算の対象範囲の拡大等により、通勤手段が確保される必要。(全国社会就労センター協議会)
- 入所施設においても必要な場合には利用できるようにすべき。  
(日本知的障害者福祉協会、全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- 中山間地域等において、同行援護事業者の車両を用いた支援を行うことを検討して欲しい。  
(日本盲人会連合、日本グループホーム学会、DPI日本会議)

## 障害者等の移動の支援について

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
- 個別給付に係る移動支援について、現在、支援の対象となっていない通勤や通学等について、支援の対象者やそのニーズ、支援主体等をどのように考えるか。
- 入所中、入院中等の個別給付に係る移動支援について、ニーズや支援主体をどのように考えるか。

## 參考資料



# ～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（義務的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。

地域生活支援事業  
(裁量的経費)

個別給付(義務的経費)

	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害）</li> <li>・ 障害支援区分1以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者）</li> <li>・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者</li> <li>① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者</li> <li>② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児（重度の視覚障害）</li> </ul> <p>【身体介護なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者</li> </ul> <p>【身体介護あり】</p> <p>上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害支援区分2以上</li> <li>② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあっては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のいずれにも該当</li> <li>① 障害支援区分3以上</li> <li>② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</li> </ul>
支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援</li> </ul> <p>○ 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 個別支援型</li> <li>イ グループ支援型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の障害者等への 同時支援</li> <li>・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援</li> </ul> </li> <li>ウ 車両移送型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉バス等車両の巡回による送迎支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</li> <li>○ 生活等に関する相談及び助言</li> <li>○ その他生活全般にわたる援助</li> </ul> <p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助</li> </ul>	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</li> <li>○ その他生活全般にわたる援助</li> </ul> <p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動中の介護</li> </ul> <p>※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動に必要な情報の提供</li> <li>○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護</li> <li>○ その他外出時に必要な援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護</li> <li>○ 移動中の介護</li> <li>○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など</li> <li>○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助</li> </ul>
移動の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</li> </ul> <p>※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</li> </ul> <p>※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</li> </ul> <p>※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く</p>

# 移動系障害福祉サービス等（身体障害）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
肢体不自由者	移動支援	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">重度訪問介護</p> </div>					
児							
視覚障害者	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">居宅介護 (通院等介助)</p> </div>						
児							
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">同行援護</p> </div>						

※ 通所系サービス（障害児を含む。）には、送迎加算がある。

# 移動系障害福祉サービス等（知的障害・精神障害）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
知的障害者	移動支援	居宅介護 (通院等介助)			重度訪問介護		
児					行動援護		
精神障害者					重度訪問介護		
児							

※ 通所系サービス（障害児を含む。）には、送迎加算がある。